

講習会等開催要項

<定義・目的>

- 1 ここでいう「講習会等」とは、定款第4条の日本理学療法学会、運動療法機能訓練技能講習会、理学療法指導者講習会（伝達講習会を含む）等を除くものであり、地方会・支部が受講者の便に資するために開催する講習会・研修会をいう。
- 2 この講習会等は、技能認定登録者が、定期的に適切な研修を修了することにより資質の高い理学療法従事者として、国民の保健・医療・介護及び福祉の維持発展に寄与することを目的とする。

<参加対象>

- 1 技能認定登録者
- 2 講習会等の内容に賛同する者。

<参加費用>

- 1 技能認定登録制度に基づく単位取得を希望する者は、会員 2,000 円、会員外 4,000 以内とする。
- 2 開催地方会執行委員長が認めた場合、資料作成費を徴収することができる。

<実施回数及び開催報告>

- 1 講習会・研修会は年2回以上の開催を原則とする。
- 2 講習会を開催した地方会執行委員長・支部長は、年度終了後の4月30日までに、技能認定登録制度に係る「単位取得講習会等開催報告書」を本部に提出して技能認定登録委員会の承認を得る。

<講習時間及び取得単位>

1 単位 45 分とし、1 日 4 単位までとする。

<講師>

- 1 医師
- 2 理学療法士
- 3 会員で特定認定登録者
- 4 その他、学識、技術が優秀で、講習会講師として地方会執行委員長が認めた者。

<会計処理>

会計は、定款第 37 条（事業計画及び収支予算書）、及び第 38 条（事業報告及び決算）の規程により処理するものとする。

附則

この要項は平成 25 年 3 月 10 日より施行する。

平成 28 年 3 月 6 日 組織再編に伴い地方会（支部）に変更